

第4章 重点区域の位置及び区域

1. 歴史的風致の位置及び区域

(1) 歴史的風致の分布

本市の歴史的風致として「弘前さくらまつりに見る歴史的風致」「弘前ねぷたまつりに見る歴史的風致」「宵宮に見る歴史的風致」「津軽伝統工芸職人たちに見る歴史的風致」「お山参詣に見る歴史的風致」の5つを挙げた。

一つ目の「弘前さくらまつりに見る歴史的風致」は毎年4月下旬から5月上旬に行われ、重要文化財（建造物）である弘前城天守、門、櫓などを背景に開催される伝統行事である。大正期から約100年続くさくらまつりは、史跡弘前城跡を中心に地域の人々だけでなく多くの観光客にも親しまれ、歴史的風致を形成している。

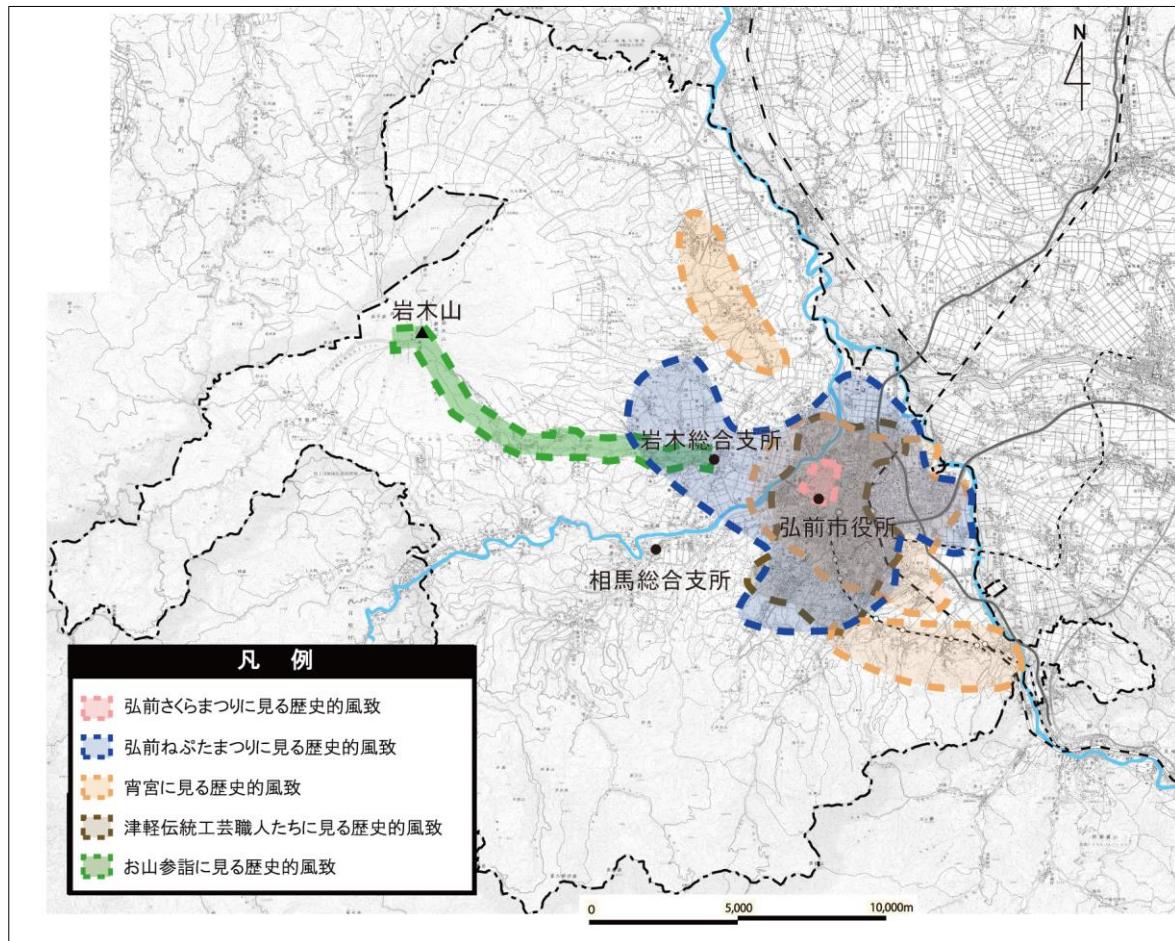
二つ目の「弘前ねぷたまつりに見る歴史的風致」は、圧倒的な存在感のねぷたが曳き手の掛け声や、太鼓や笛の音色と一体となって市街地の歴史的建造物を背景に練り歩く夏祭りである。藩政期から続く祭りとして歴史的風致を形成している。

三つ目の「宵宮に見る歴史的風致」は寺社の祭りの前日に行われる宵宮で「ヨミヤ」と呼ばれており、夏に市内近郊約80の寺社で行われる伝統行事である。ほぼ毎日どこかの神社で宵宮が行われ、露店が立ち並ぶ様子は当市の夏の風物詩である。また、津軽神楽や獅子舞といった民俗芸能が行われる神社もあり、地域の歴史的風致を形成している。

四つ目の「津軽伝統工芸職人たちに見る歴史的風致」は津軽塗や津軽打刃物など、城下町を中心に職人たちにより伝統技術が受け継がれている。りんごの剪定鉄を始め今でも身近に使用されており、各製作所などを背景に歴史的風致を形成している。

五つ目の「お山参詣に見る歴史的風致」は、津軽の人々のかけがえのないシンボルである岩木山に旧暦8月朔日に登拝し、五穀豊穣に感謝し、家内安全を祈願する津軽地域最大の秋祭りであり、歴史的風致を形成している。

<歴史的風致まとめ>



(2) 重点区域の位置

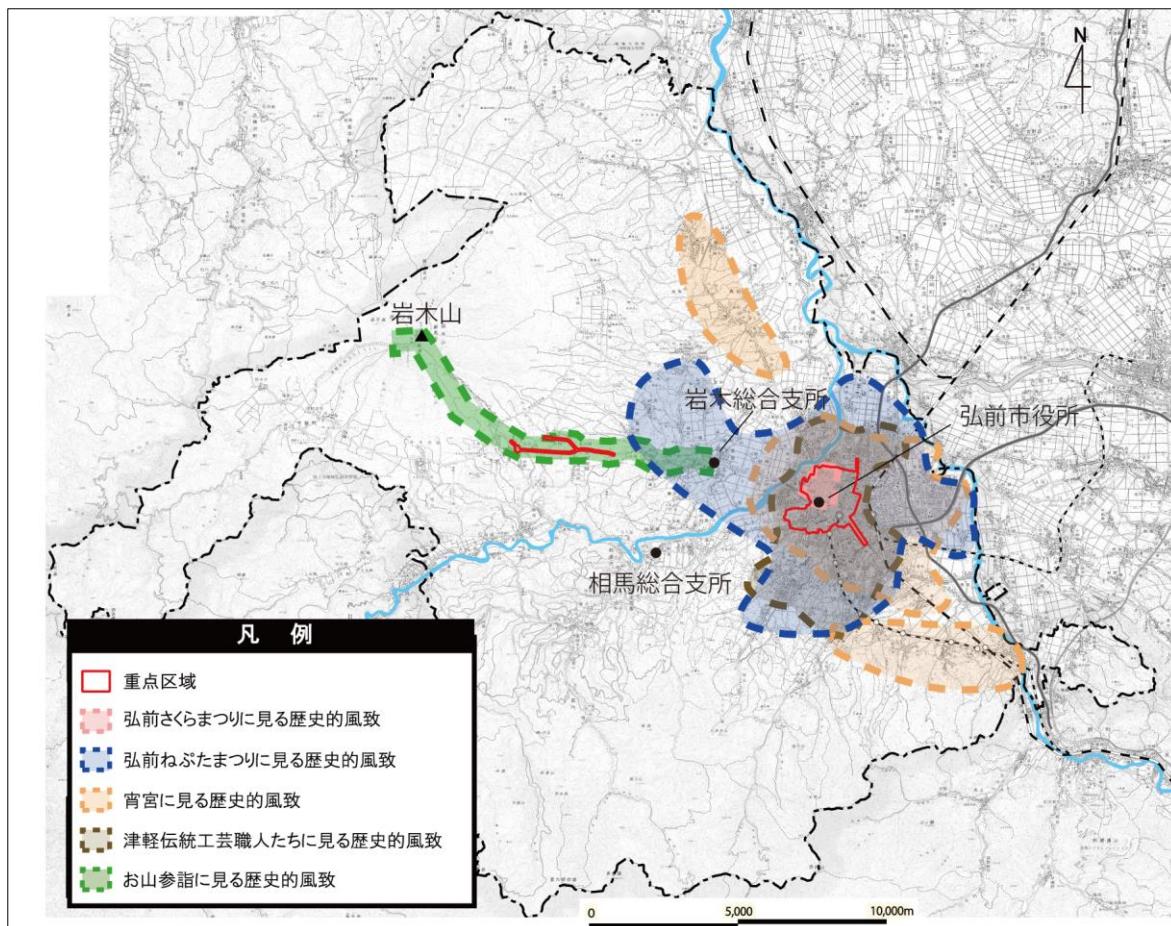
本計画における重点区域は、当市が歴史的風致を活かして行ってきたこれまでの取り組みを踏まえ、歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進し、さらに、発展又は強化させる必要がある区域であり、国の指定文化財及びその他文化財などの歴史的建造物が集積し、かつ、そこで繰り広げられる人々の伝統的な活動が現在も展開され、それらが一体となって、弘前の風情・情緒が醸し出されている良好な市街地環境を形成しているエリアを基本とする。

弘前は、戦災や大きな災害に遭うことがなかったため、現在の市街地は藩政時代の町割とほぼ重なっており、城下町としての雰囲気が良く残されている。このように、津軽弘前藩の城下町を 磁^{いしづえ}に津軽地域の政治・経済・文化の中心として発展してきた当市の歴史的風致は、弘前城を中心とした城下町において重層的に築かれてきた武家住宅や洋風建築など、それぞれの時代を物語る建造物、現代に受け継がれている「弘前ねぷたまつり」、「お山参詣」などの祭礼、及び「津軽塗」などの伝統工芸が創り出す光景に代表される。これら歴史的風致が調和した城下町としての雰囲気を残していくため、第1期計画では、地域における文化財や伝統的な人々の営みの場となり、また、それを色濃く残している「弘前城下町地区」と「岩木お山参詣地区」を重点区域に設定した。

第1期計画では弘前市庁舎本館や旧第八師団長官舎等の補修、武家屋敷の復元等に取り組んできた。しかし、第1期計画期間内では着手できなかった保全が必要な歴史的建造物が未だに多く残されており、引き続き補修等に取り組む必要がある。また、これらの中には所有者の高齢化や補修費の負担増により、維持管理が困難となっているものがあり、景観への影響が危惧されている。この他にも、歴史的街並みと調和していない電柱の地中化や道路の美装化への対応や、歴史資源の継続した周知等への対応が求められている。また、伝統工芸の面では、後継者の減少が一定程度は落ち着いたが、未だにゆるやかに減少し続けており、徐々に弘前固有の歴史的風致が失われつつあるのが現状である。

これらのことから、「弘前城下町地区」と「岩木お山参詣地区」を引き続き重点区域に設定し、歴史的風致の維持及び向上を図っていくものとする。

<弘前市域と重点区域>



(3) 重点区域の区域、名称及び面積等

① 弘前城下町地区 (面積: 約414ha)

国指定の「弘前城跡」と国選定の「弘前市仲町伝統的建造物群保存地区」を中心、城下町の範囲を基本とした「弘前城下町地区」の区域を重点区域とする。この区域には、重要無形民俗文化財「弘前のねぶた」の運行ルートや弘前城跡を会場として催される「弘前さくらまつり」、夏を中心に市中の神社で開催される「宵宮」、神社や市街地を舞台として演じられる「松森町津軽獅子舞」、このほかにも伝統工芸の作業場など、人々の営みの拠点が含まれているほか、弘前の歴史的風致に関連の深い歴史的建造物が集中的に存在している。

具体的には、区域設定の考え方で示した弘前公園を中心として藩政時代までに形成された城下町の範囲を基本とし、藩政時代の城下町の範囲に対応している元禄11年（1698）の「弘前惣御絵図」における城下町の範囲を重点区域の範囲設定

の基礎とした。元禄期は、慶安2年（1649年）の寺町（現在の元寺町）の火災によって、新たに新寺町が町割されたことにより寺院街が形成され、また、全国のほかの多くの城下町同様、弘前藩でも藩主権力の確立による家臣団の郭外移転が本格化した元禄9年（1696）の後であり、藩政時代の城下町の基礎が完成した時期である。この元禄期の城下町の範囲に、藩政時代以降の各時代の建造物が和風・洋風を問わず重層的に蓄積しており、この区域を舞台として、ねぷたまつりなどの人々の諸活動が現在も展開されている。

【弘前城下町地区の重点区域の境界について】

重点区域の範囲の境界は、元禄11年（1698）の「弘前惣御絵図」における市街地の範囲とほぼ一致し、境界は、まちの連続性や一体性を軸に、道路・河川・堰・字界など、市民にわかりやすいように設定する。

具体的には、以下の景観の連続性が認められる、堰、河川、市道、県道に囲まれた範囲とする。

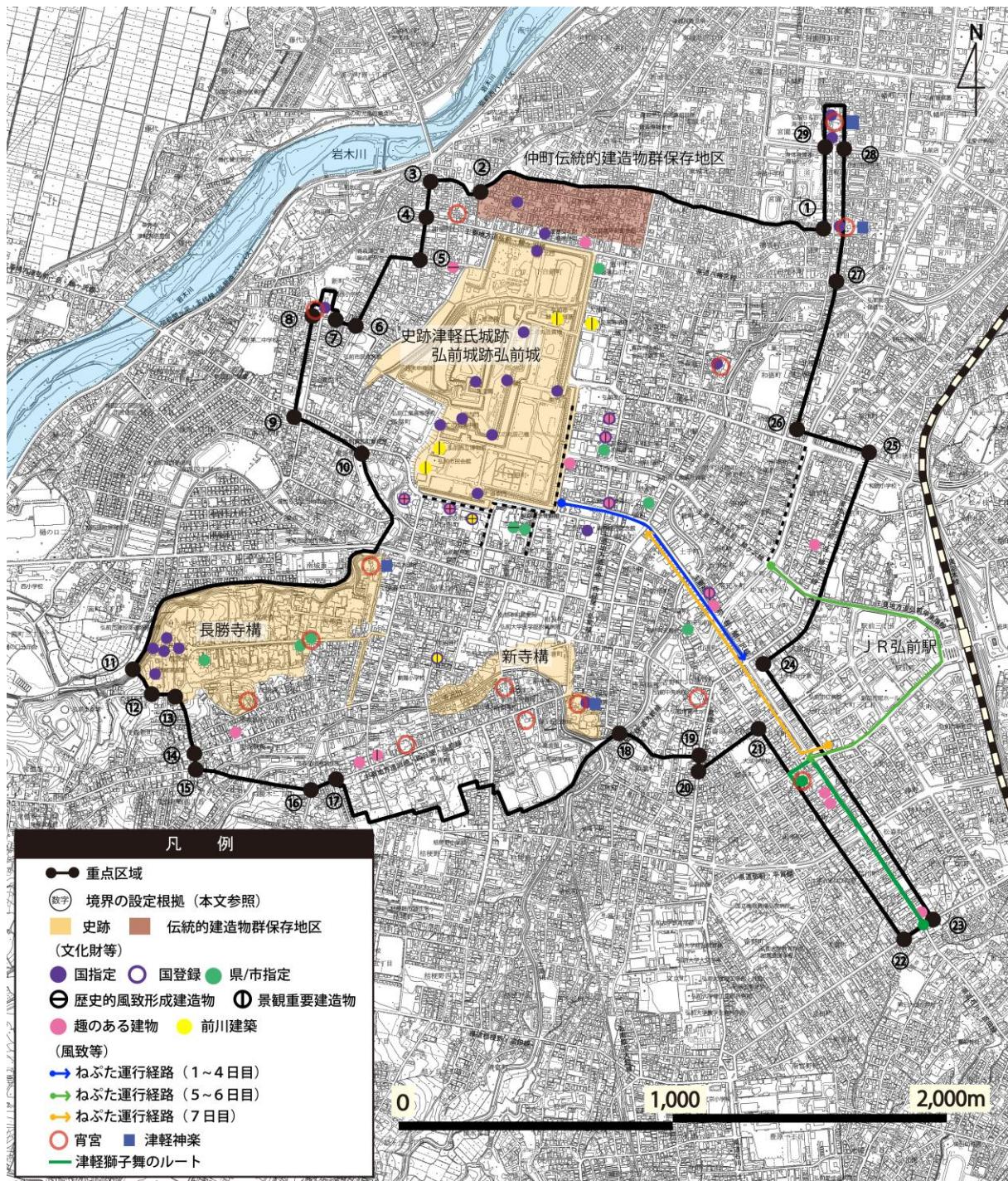
重点区域「弘前城下町地区」と弘前惣御絵図（元禄11年（1698））の町割



区間	区域(境界)の位置	区間	区域(境界)の位置
①—②	大久保堰	⑯—⑰	新寺町字界
②—③	大口堰	⑰—⑱	土淵川
③—④	主要地方道弘前岳鰺ヶ沢線	⑯—⑲	市道百石町富田線
④—⑤	市道亀甲紺屋町線	⑲—⑳	県道石川土手町線
⑤—⑥	市道袋町線	㉑—㉒	市道品川町2号線
⑥—⑦	市道平岡町線	㉒—㉓	市道森町品川線
⑦—⑧	誓願寺の敷地	㉓—㉔	市道富田線
⑧—⑨	市道新寺町線 道路端から25m*	㉔—㉕	県道石川百田線 道路端から25m
⑨—⑩	主要地方道弘前岳鰺ヶ沢線 道路端から25m	㉕—㉖	主要地方道弘前岳鰺ヶ沢線 道路端から25m
⑩—⑪	二階堰	㉖—㉗	市道和徳下白銀町線 道路端から25m
⑪—⑫	長勝寺構	㉗—㉘	市道八幡宮線 道路端から25m
⑫—⑬	市道 火葬場線	㉘—㉙	県道八幡宮線 道路端から25m
⑬—⑭	市道 火葬場1号線	㉙—㉚	弘前八幡宮の敷地
⑭—⑮	市道 茂森新町線	㉚—㉛	県道八幡宮線 道路端から25m
⑮—⑯	主要地方道岩崎西目屋弘前線		

*道路端から25m…道路上で行われるねぷたまつりや宵宮の賑わい等歴史的風致が感じられる範囲であり、
「弘前惣御絵図」における城下町の範囲と一致し、歴史的建造物を含むおおよその民家1軒
分の敷地の範囲。

<重点区域「弘前城下町地区」における文化財の分布状況と境界>



② 岩木お山参詣地区(面積 : 約 34ha)

重要文化財（建造物）「岩木山神社」を中心とした区域を重点区域とする。岩木山神社は、重要無形民俗文化財「岩木山の登拝行事」（通称「お山参詣」）が行われる際の重要な起点となっているほか、各集落からの人々が、岩木山神社に向かって、県の指定記念物である百沢街道の松並木を笛、太鼓、手平鉦³⁵の囃子に合わせて、「サイギ、サイギ・・・」の唱え詞を歌いながら徒歩で通り抜けるなど、建造物と松並木、人々の営みが相まって独特の風致を醸し出している区域である。

区域のほぼ中央にある高照神社は、岩木山神社とは藩政時代からの参拝道（現在は市道高岡百沢線）により直接結ばれている。

区域の東部の北端には高岡街道の松並木、南端には百沢街道の松並木（いずれも県天然記念物）があり、百沢街道は岩木山神社への参詣道として、また、高岡街道は高照神社への参拝道として発展した街道である。

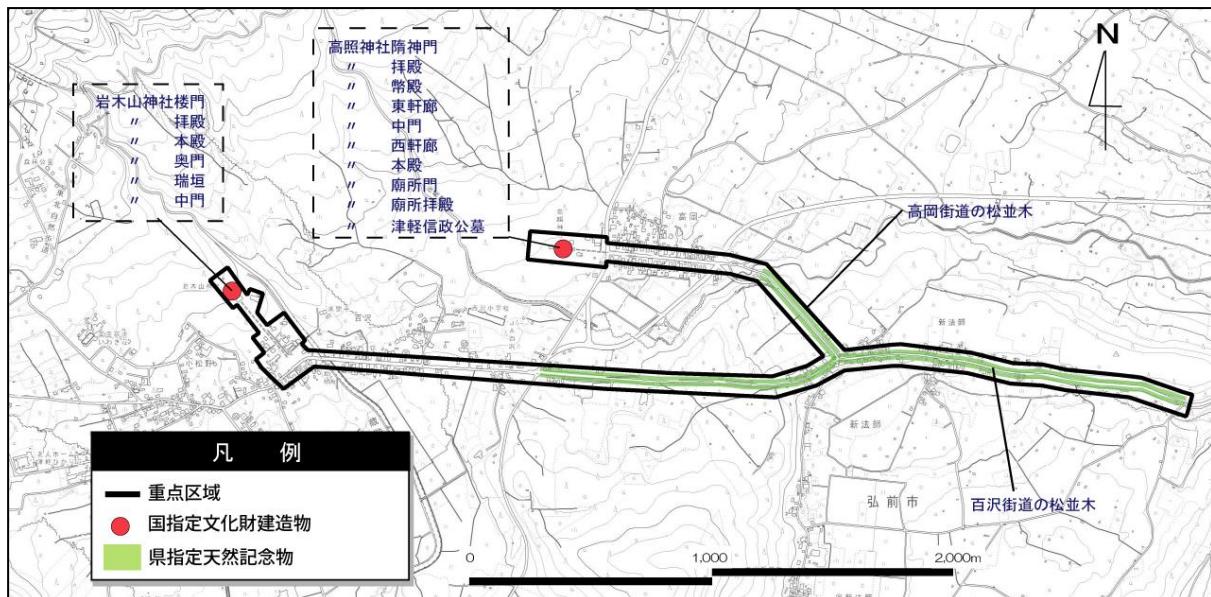
【岩木お山参詣地区の重点区域の境界について】

重点区域の境界は、地域の一体性や道路・神社敷地など、わかりやすいように設定する。具体的には、以下の景観の連続性が認められる市道、県道に囲まれた範囲とする。

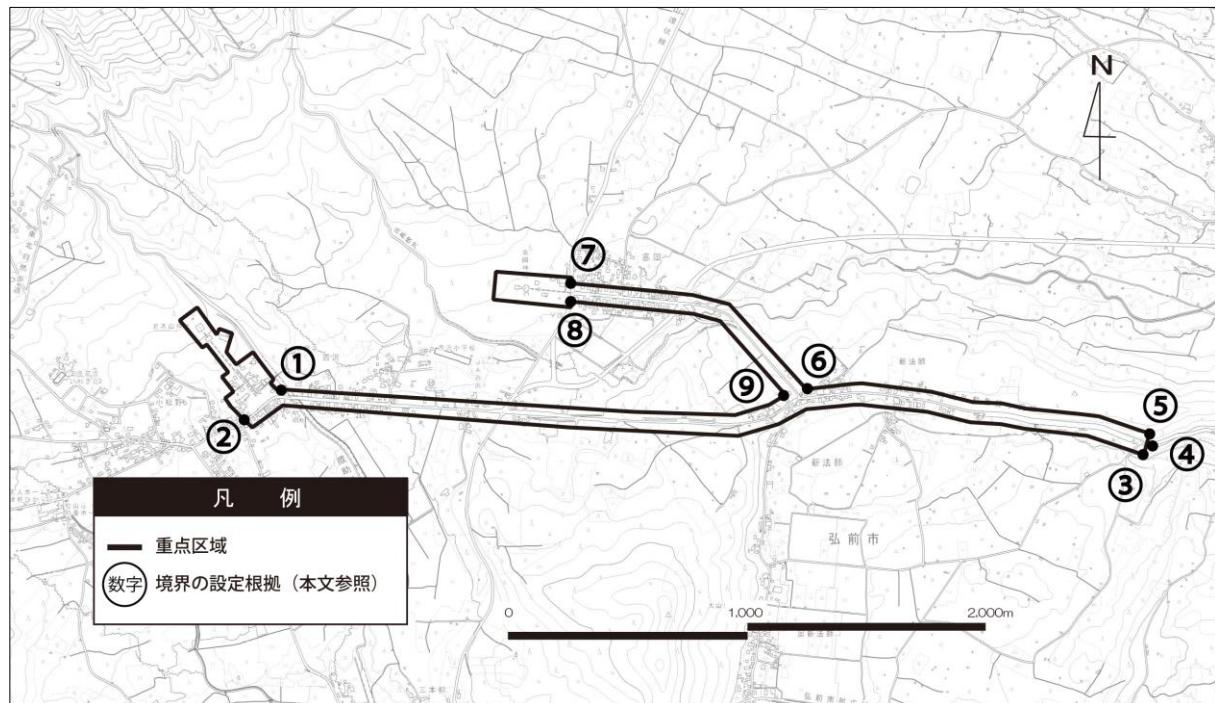
区間	区域(境界)の位置
①-②	岩木山神社の敷地
②-③	主要地方道弘前岳鰭ヶ沢線 道路端から25m
④	百沢街道の石碑
⑤-⑥	主要地方道弘前岳鰭ヶ沢線 道路端から25m
⑥-⑦	市道新法師高岡線 道路端から25m
⑦-⑧	高照神社の敷地
⑧-⑨	市道新法師高岡線 道路端から25m
⑨-①	主要地方道弘前岳鰭ヶ沢線 道路端から25m

³⁵ 東北地方の祭礼などでよく用いられる、両手で持ちすり合わせて音を出す楽器。

＜重点区域「岩木お山参詣地区」における文化財等の分布＞



＜重点区域「岩木お山参詣地区」と境界＞



2. 重点区域の指定の効果

藩政時代の町割が、ほぼそのまま残されている重点区域「弘前城下町地区」では、当時の町割を活用してその時代に要求された建物が建てられてきた。その結果、この区域には、人々に親しまれてきたそれぞれの時代を物語る建物が重層的に存在しており、これら建造物と一体となった祭礼や伝統工芸が継承されている。この区域の中を歩いていると、藩政時代の城下町の趣、明治・大正期のレトロな風景、昭和初期のモダンな雰囲気などが醸し出されており、これら時代を超えた建物が存在感を示しつつ、融合している景観を楽しむことができる。

また、「弘前城下町地区」は、築城以来、津軽地方の経済文化活動の中心であり、現在も、当市の都市計画マスターplan、景観計画、中心市街地活性化基本計画などまちづくり関連計画では重要な役割を担っており、時代を超えて弘前の風情、経済、文化、観光の発信地となっている。

また、重点区域「岩木お山参詣地区」やまさんけいは、いわきさん靈峰岩木山と結びついた津軽地方一円に渡る民間信仰行事であるお山参詣と、いわきやま岩木山神社を始めとする周辺の建造物及び参詣ルートとなる松並木が一体となって織り成す歴史的風致が残されている区域である。

お山参詣は、弘前を始め津軽各地の人々により、時代を超えて広く受け継がれてきた伝統行事であり、岩木山は信仰の対象であり続けている。また、平成18年(2006)度に実施したアンケート（平成18年度弘前市世論調査「新しい総合計画の策定にあたって」）では、3割を超える市民が弘前のイメージとして岩木山を挙げているように、景観の構成上、欠かすことができない要素でもある。

のことから、今後も歴史的な建造物の保全・活用や、建造物周辺の景観的整備等を重点的・一体的に進め、これら区域の歴史的風致が向上することにより、重点地区の範囲のみならず、津軽周辺地域での伝統文化の振興や、観光面でも魅力的な資源を提供することになり、当市を訪れる観光客の増加など市全域への波及効果が期待できる。

3. 良好的な景観の形成に関する施策との連携

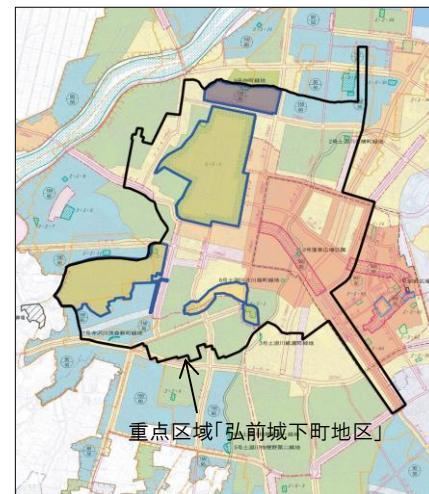
(1) 都市計画

i) 区域区分及び用途地域(昭和 46 年(1971)3 月当初決定)

当市は、市域約 52,420ha のうち、約 34%に当たる 17,897ha が都市計画区域となっている。都市計画区域のうち、弘前城を中心とした旧弘前市の市街化区域が 2,713ha、岩木地区の市街化区域が 117ha、合わせて 2,830ha を市街化区域に指定している。

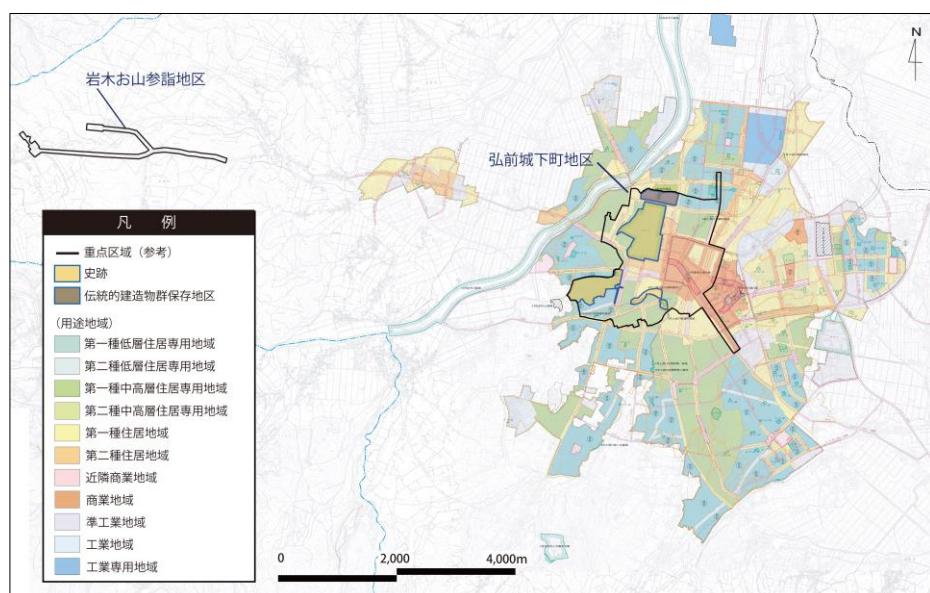
「弘前城下町地区」は、全域が市街化区域に位置している。主な用途地域としては、古くからの商業集積地である土手町地区を中心とした商業地域、史跡津軽氏城跡弘前城を始めとした史跡津軽氏城跡の区域のほぼ全域を第 1 種中高層住居専用地域、仲町伝統的建造物群保存地区及びその東側の住宅地を第 1 種低層住居専用地域に指定している。また、第 1 種低層住居専用地域は 10m の絶対高さ制限を指定しており、低層の建物による良好なまち並みの形成を図っている。今後、歴史的景観の保全のために、建築物の高さ規制が必要と認められる場合には、高度地区の指定も検討する。

「岩木お山参詣地区」は全域が市街化調整区域に位置しており、周辺の営農環境を保全するとともに、歴史的風致を損なう要因となる開発行為を抑制している。



<都市計画図>

<都市計画図>

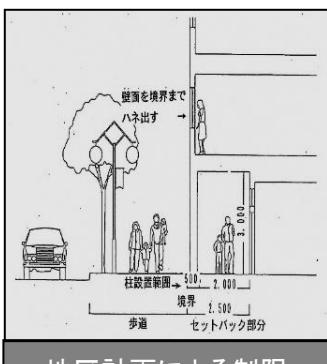
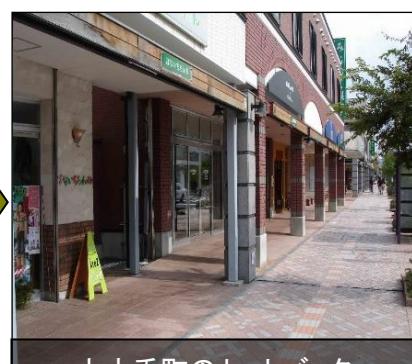


ii) 地区計画 (弘前駅前上土手町地区 平成3年(1991)12月決定)

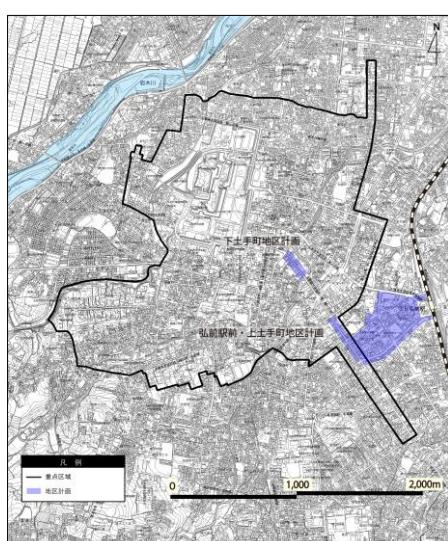
下土手町地区 平成5年(1993)7月決定)

弘前の中心市街地である弘前駅前上土手町地区及び下土手町地区では、良好な都市景観の創出や魅力的な商業業務地の形成を図るため、都市計画法に基づく地区計画を定め、建築物等の壁面の位置の制限や意匠等を統一した。

建築物の1階部分を前面道路からセットバックし、各個店のエントランス部を統一した意匠とすることで、弘前の伝統的な町家の建築形式である「こみせ」を意識した街並みが形成されるとともに、快適な歩行者空間として、また、「弘前ねぷたまつり」等の祭りやイベント開催時には観覧場所としても活用されており、民有地でありながら公的な空間となっている。



<重点区域「弘前城下町地区」と地区計画>



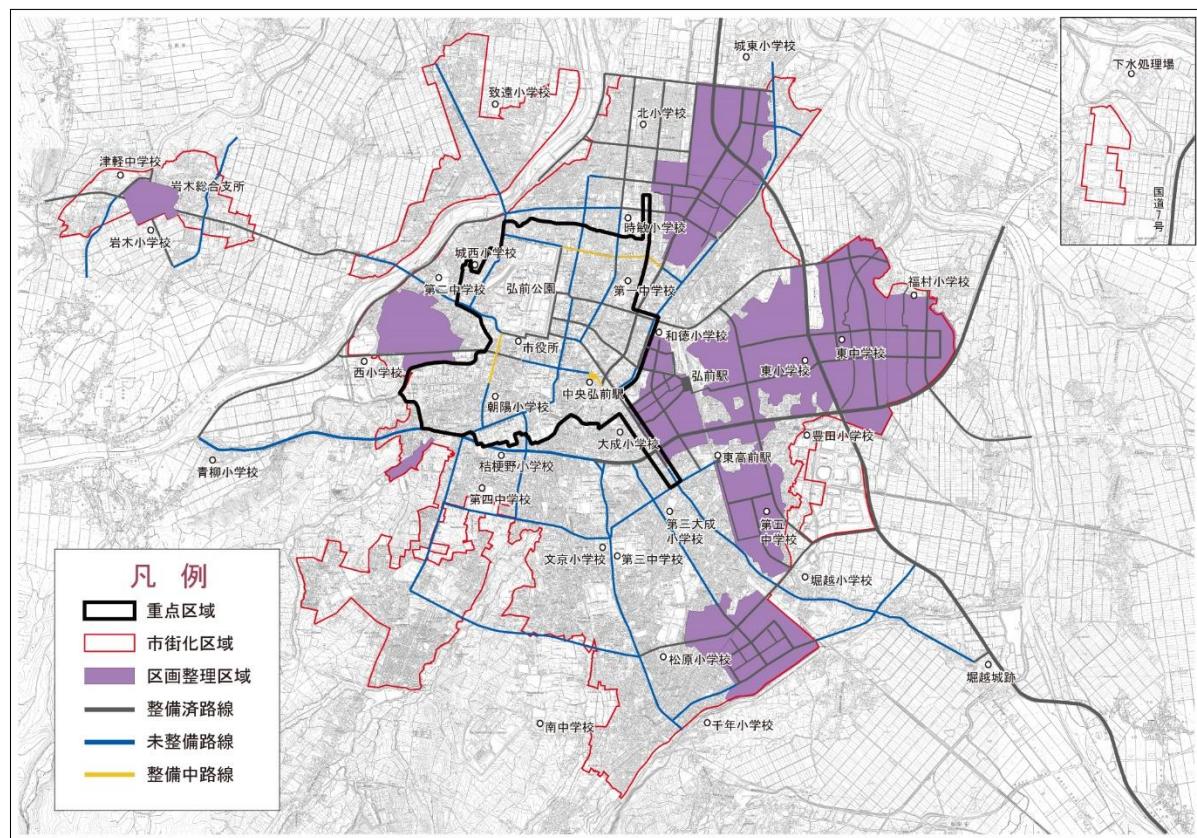
iii) 都市計画道路の見直し

当市では、平成29年(2017)度末現在、62路線、約128kmの都市計画道路が計画決定されており、延長で約83.4kmが整備され、整備率は約65%となっている。

近年、人口の減少や少子高齢化の進行など社会情勢が変化していること、また、計画決定された時点に比べ、道路の必要性が変化しているものも存在することなどから、現在、都市計画道路の見直し作業を進めている。

市内には、城下町時代の町割や道路形態などが市内の随所に残されているが、見直しに当たっては、歴史的・文化的資源の保存に加え、これら当市固有の特性を失わないよう十分配慮することとする。

<都市計画道路の整備状況(平成29年度末現在)>



(2) 景観計画(平成24年(2012)3月策定)

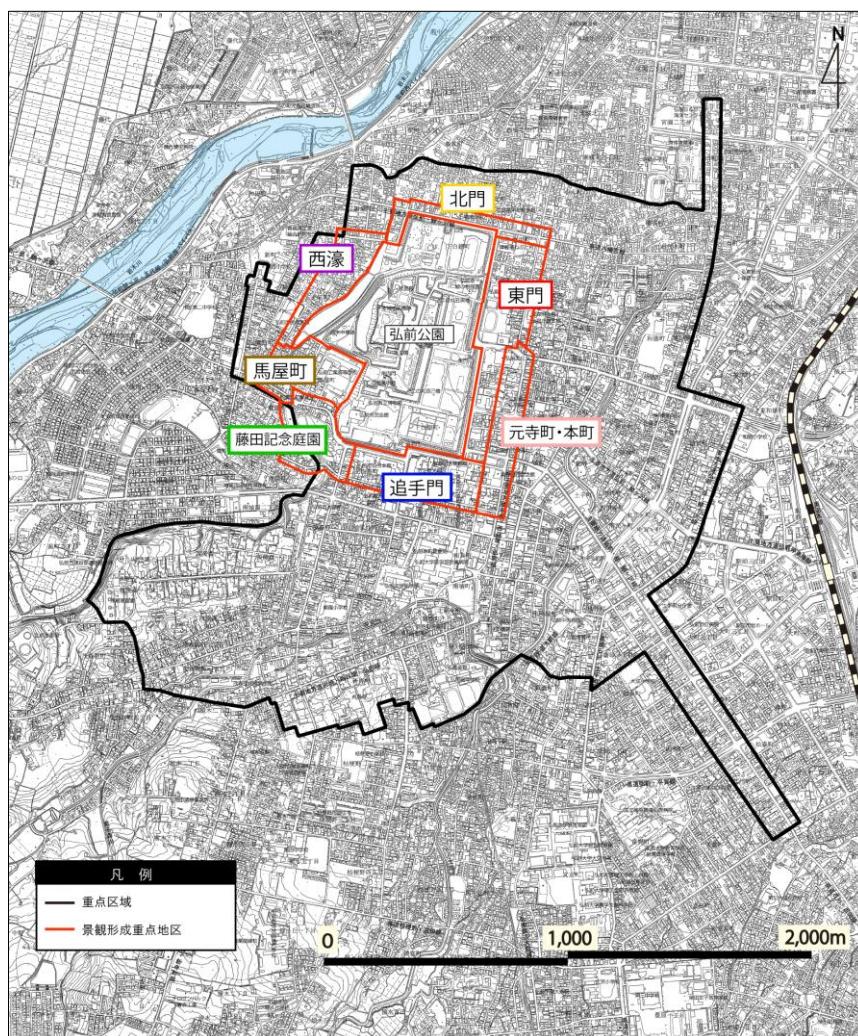
景観計画では市内全域を景観計画区域に指定し、建築物等の形態意匠などに関する景観形成基準と届出勧告制度により、良好な景観形成を図っている。

の中でも特に良好な景観形成を図る必要がある弘前公園周辺を「景観形成重点地区」に指定、さらに景観上の特徴に応じて7つのエリアに分け、きめ細かな規制誘導を行っている。

また、優れた眺望点である「弘前城本丸と城西大橋からの岩木山の眺め」及び「蓬萊橋から五重塔の眺め」を「眺望景観保全地区」に指定し、眺望景観の保全に努めている。

その他、景観重要建造物の指定による現状変更の規制や適正な管理義務と修理費に対する助成制度により、歴史的な街並みを形成している建造物の保全をすることとする。

＜重点区域「弘前城下町地区」と景観形成重点地区の概念図＞



【景観形成重点地区の7つのエリアの特徴】

エリア	写真	区域の特徴
追手門		観光拠点である弘前公園の玄関口の追手門とともに、市役所、裁判所、観光館、図書館など各種公共施設が集積した地区。
元寺町 本町		弘前公園と土手町などの商業地に挟まれ、歴史的街並みと現代的街並みの双方の特徴を有する地区。
東門		城下町の街並みの中にとけ込むように多くの公共施設が立地し、また、弘前公園外濠の緑（桜）が歴史を感じさせる地区。
北門		伝統的建造物群保存地区に隣接し、石場家住宅（重要文化財）や川崎染工場（市「趣のある建物」）など歴史的な風情を色濃く残す地区。
西濠		西濠の優れた歴史的景観を背景とする閑静な住宅地。部分的に門構えや生垣が残り、昔ながらの面影が残る地区。
馬屋町		西濠と藤田記念庭園を結ぶ位置にある閑静な住宅地。部分的に門構えや生垣が残り、昔ながらの面影が残る地区。
藤田記念 庭園		藤田記念庭園を中心とした豊かな緑との調和が求められる地区。坂道が、地区の特徴のひとつとなっている。

【景観形成重点地区の7つのエリアごとに定めた景観形成基準の一例】

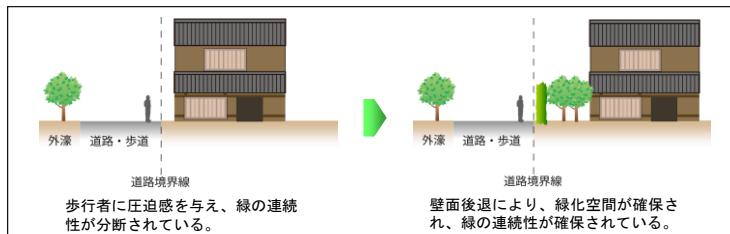
3-2-①-ア) 配置

追手門 東門 西濠 馬屋町

あ) 外濠に面する場合は、外濠と緑（桜）の連続性に配慮し、立地条件に合わせて後退すること。

あ) 弘前公園に面する場合は、弘前公園の緑との調和に配慮し、立地条件に合わせて後退すること。

【具体的な配慮の内容】



(3) 屋外広告物条例（平成24年(2012)3月策定）

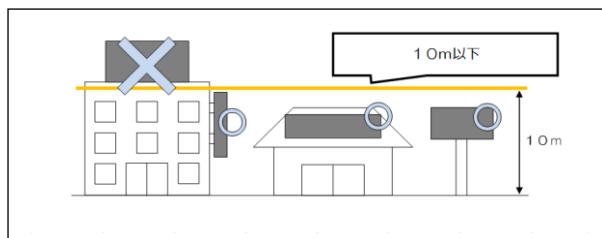
当市では、平成14年（2002）度から、青森県屋外広告物条例に基づき屋外広告物の許可事務を行っていたが、平成24年（2012）度の景観計画の施行と合わせ、弘前市屋外広告物条例を施行し、弘前城を中心とした歴史的な街並みや岩木山などの自然景観等、当市の景観特性に応じた許可基準を新たに定め、良好な景観形成を図っている。

具体的には、景観形成重点地区において、広告物の設置等を地上からの高さ10m以下に制限するほか、眺望景観保全地区においても景観形成基準と同様の高さ制限を定めている。

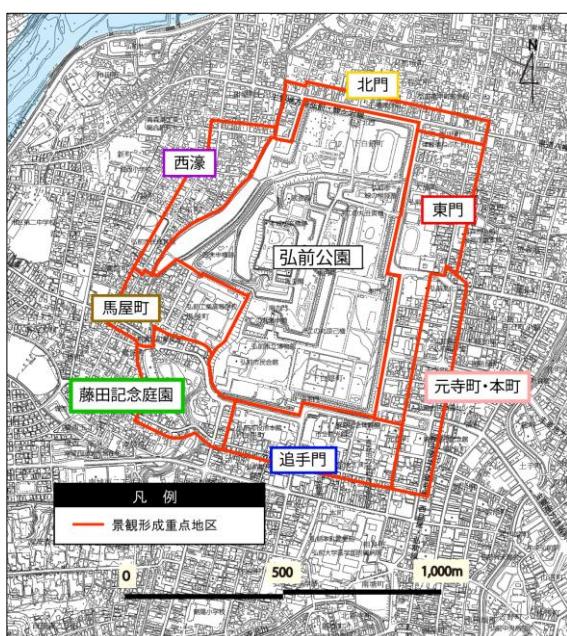
さらに色彩基準を景観形成重点地区と眺望景観保全地区に上乗せし、歴史的な街並みや自然景観の保全に努めている。

また、国・県・市の指定文化財建造物の周辺50m以内の区域及び史跡、名勝は、屋外広告物の表示等を禁止する禁止地域に定め、良好な景観形成と風致の維持を進めている。

【景観形成重点地区の高さ基準】



<景観形成重点地区>



【眺望景観保全地区の高さ基準】

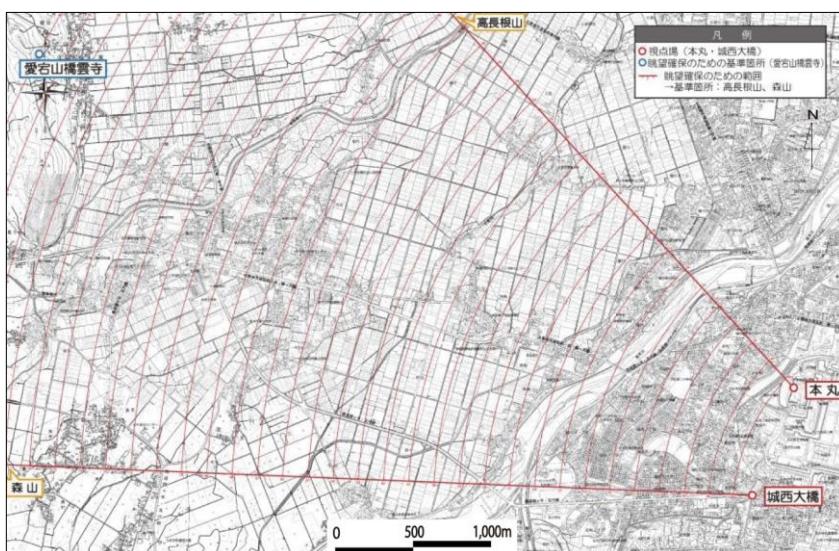
眺望景観保全地区(本丸と城西大橋からの岩木山)の場合



眺望景観保全地区(蓬莱橋からの五重塔)の場合



<眺望景観保全地区(本丸と城西大橋からの岩木山)>



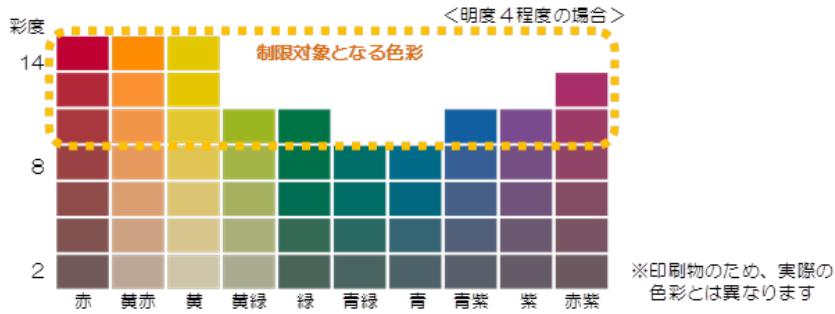
<眺望景観保全地区(蓬莱橋からの五重塔)>



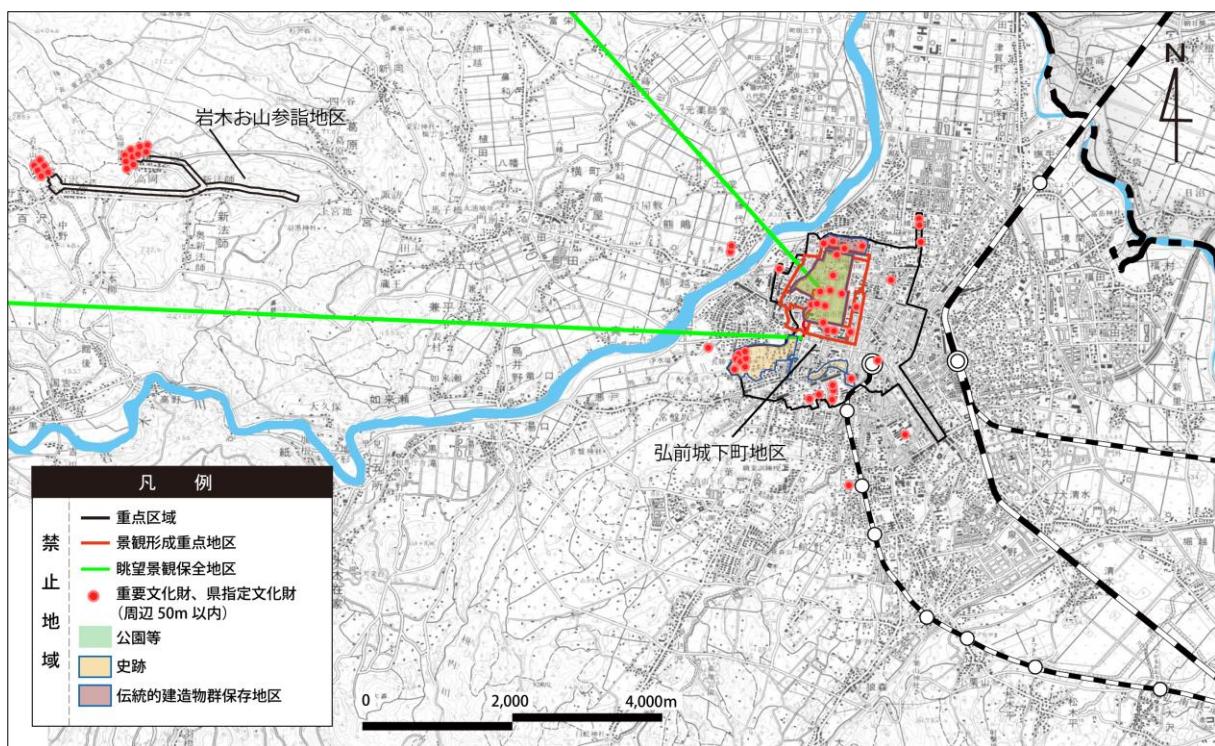
【景観形成重点地区・眺望景観保全地区の色彩基準】

景観形成重点地区・眺望景観保全地区の色彩基準

弘前公園の木々や、山並みの眺めなどから、豊かな四季の移ろいを感じられるよう、花の色よりもけばけばしい色を大量に使用することを避けるため、マンセル値の彩度8を超える色彩の使用は表示面積の2分の1以下とします。一般に面積の2分の1以下である「文字の色」や「アクセント」等には、自由な色使いが可能です。



＜屋外広告物禁止地域等概要＞



(4) 弘前市仲町伝統的建造物群保存地区

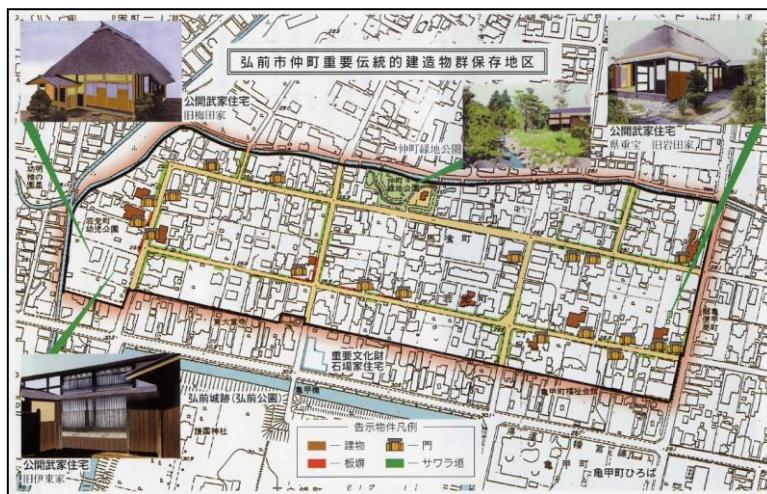
(昭和 53 年(1978)5 月 重要伝統的建造物群保存地区選定)

弘前公園の北側に位置する若党町、小人町、馬喰町の一部にあたる「仲町地区」は、藩政時代を通じて武家町として配置され、城下町弘前の特徴である屋敷構、家屋、生垣、薬医門等を伝承していることから、昭和 53 年(1978)2 月に仲町伝統的建造物群保存地区を定め、同年 5 月に伝統的建造物群の選定を受けている。

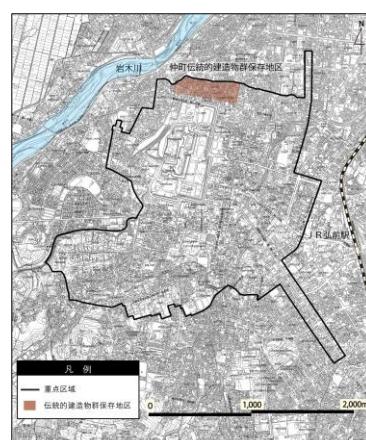
本地区では、弘前市伝統的建造物群保存地区保存条例により、地区の歴史的風致を構成する主要な要素である伝統的建造物及び伝統的建造物と一体をなす環境を保存するため、特に必要と認められる物件を決定し、その保存の方向性及び保存整備計画等を定めた「弘前市仲町伝統的建造物群保存地区保存計画」を定めるとともに、保存地区内において、建築物の新築、増改築、除却等や土地の造成、区画形質の変更などの現状変更行為に対し規制を行なっている。

なお、本計画の重点区域「弘前城下町地区」は、仲町伝統的建造物群保存地区的全域を含んでいる。

【仲町伝統的建造物群保存地区(約 10.6ha)】



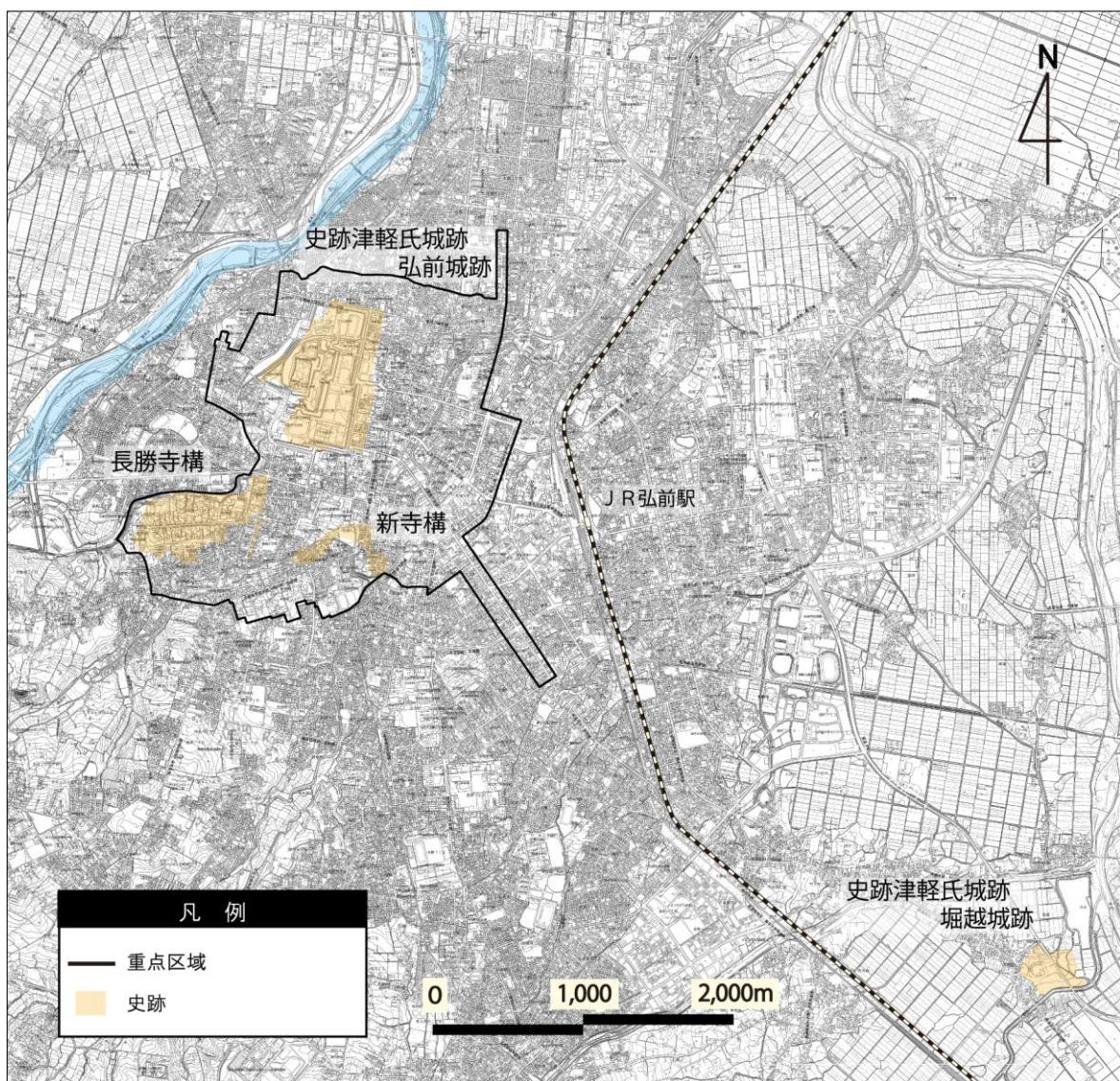
<重点地域「弘前城下町地区」と
仲町伝統的建造物群保存地区>



(5) 史跡津軽氏城跡保存管理計画(昭和 27 年(1952)3 月 国の史跡指定)

重点区域「弘前城下町地区」の中心である史跡津軽氏城跡弘前城跡弘前城・長勝寺構・新寺構は、文化財保護法と、同法に基づいた史跡津軽氏城跡保存管理計画により、史跡内における現状変更行為に対して規制を設けている。弘前城は特に重要な本丸を第一保存地区として、石垣修理等の本質的価値を守るための事業を進めている。長勝寺構は、社寺景観を保持するため、建物の建築に対して、形状や色彩に対して規制を設けている。新寺構では、溜池の土居の形状を守るとともに、岩木山の眺望を守ることを方針としている。

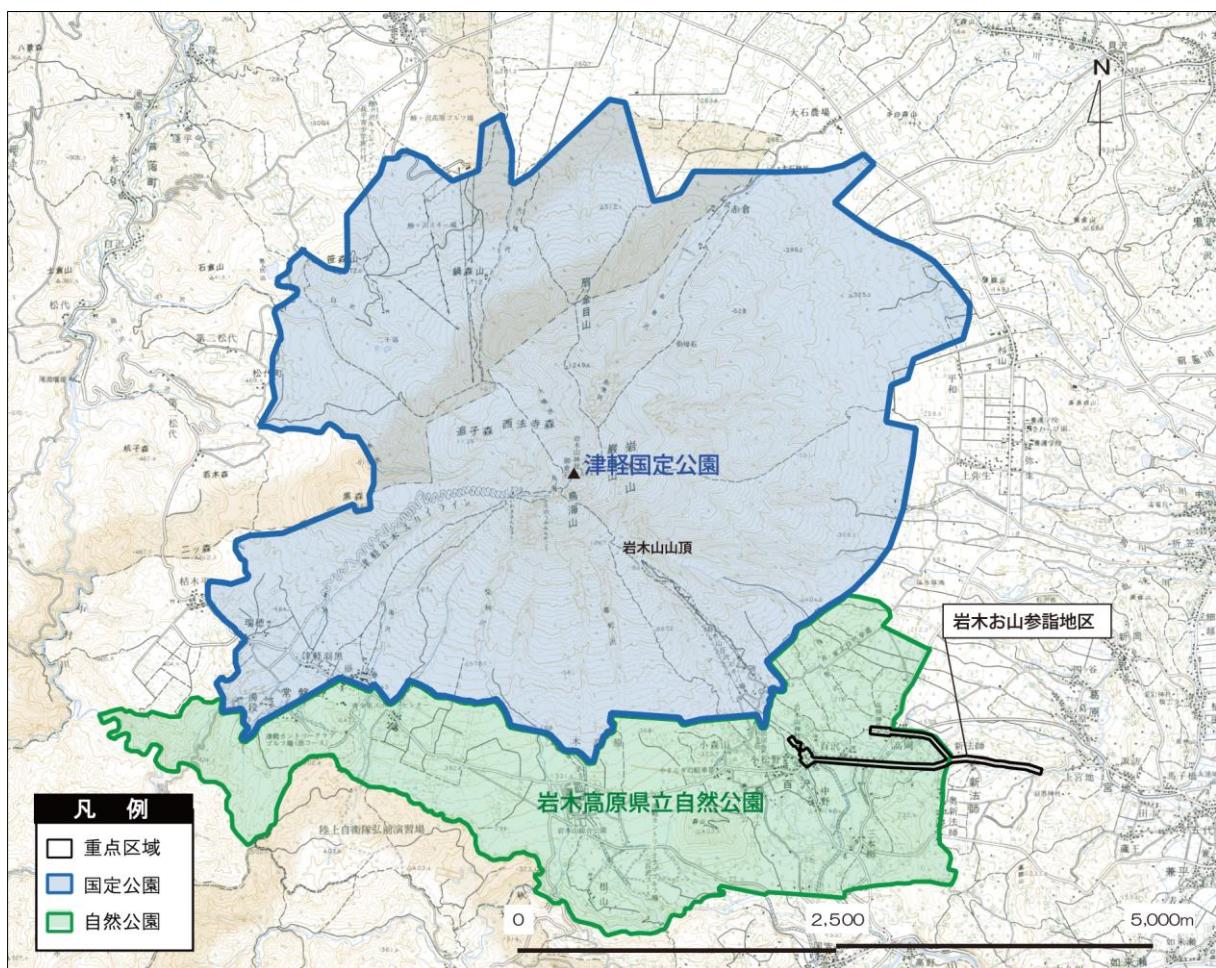
<史跡位置図>



(6) 青森県立自然公園条例(昭和33年(1958)10月指定)

岩木山の南麓に広がる高原を含んだ2,587ヘクタールが、青森県立自然公園条例に基づく青森県立自然公園に指定されており、この区域内に岩木お山参詣地区の一部が含まれている。このうち、岩木山神社及び高照神社の敷地内は、特別地域に指定されており、工作物の新築・改築や、広告物の設置等は許可が必要となっている。その他の区域は、事前の届出が必要とされている。

＜青森県立自然公園及び津軽国定公園と重点区域「岩木お山参詣地区」＞



第4章 重点区域の位置及び区域



最勝院五重塔